

金沢大学公開講座第4回

# 権利とその意義

---

2013年7月6日(土)14:50-16:20

金沢大学サテライト・プラザ

法学系 足立英彦

# 1 権利(right)の分類

1. 請求権(claim)
2. 自由(liberty)
3. 権限(power)
4. 不服従(immunity)



WESLEY NEWCOMB HOHFELD

ホーフエルト(1879-1918)

# 1. 請求権 (claim)

- 例: Aさん(買主)は, B社と, 50万円の車を買う契約を結び, 車を受け取った。



AはB社に対して,  
50万円を払わなければならぬ(支払い義務がある)。

- B社の主張 (claim):  
「Aは, 当社(B)に対して, 50万円を払わなければならない。」
- B社の主張が正しい (right) 場合, B社は請求権をもつ。
- 主張が正しいこと = 請求権をもっていること。



# 請求権

- 「AはBに対して, 50万円を払わなければならい。」
- “A **must** pay B 500,000 Yen.”
- 「～しなけれ・ば・ならない」  
せざる・べから・ず (不可不)

しなけれ(不作為)      +ば(可能性)      +    ならない(否定)

しないことが(不作為) +許され(許可)      +    ない(否定)

# 請求権

- 子曰、父母之年、不可不知也、一則以喜、一則以懼。
- 子曰く、父母の年は知らざるべからざるなり。  
一つは則ち以って喜び、一つは則ち以っておそれる。

（『論語』里仁篇）

# 請求権の種類

- 積極的(positiv)な請求権
  - すること(作為)を求める請求権
  - 例
    - 債権(契約に基づく債権・不法行為に基づく債権)
    - 社会権  
憲法25条1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」
- 消極的(negativ)な請求権
  - しないこと(不作為)を求める権利。
  - 例
    - 債権(契約に基づく債権):「ペットを飼ってはならない。」

## 2. 自由 (liberty)

- B: 積極的な請求権:  
A: 作為義務(しないことが・許され・ない)
- B: 消極的な請求権:  
A: 不作為義務(しないことを・しない(=する)ことが・許され・ない)
- B: 積極的な請求権がない:  
A: 作為義務がない(しないことが, 許される) = 不作為が許されること
- B: 消極的な請求権がない:  
A: 不作為義務がない(することが, 許される) = 作為が許されること

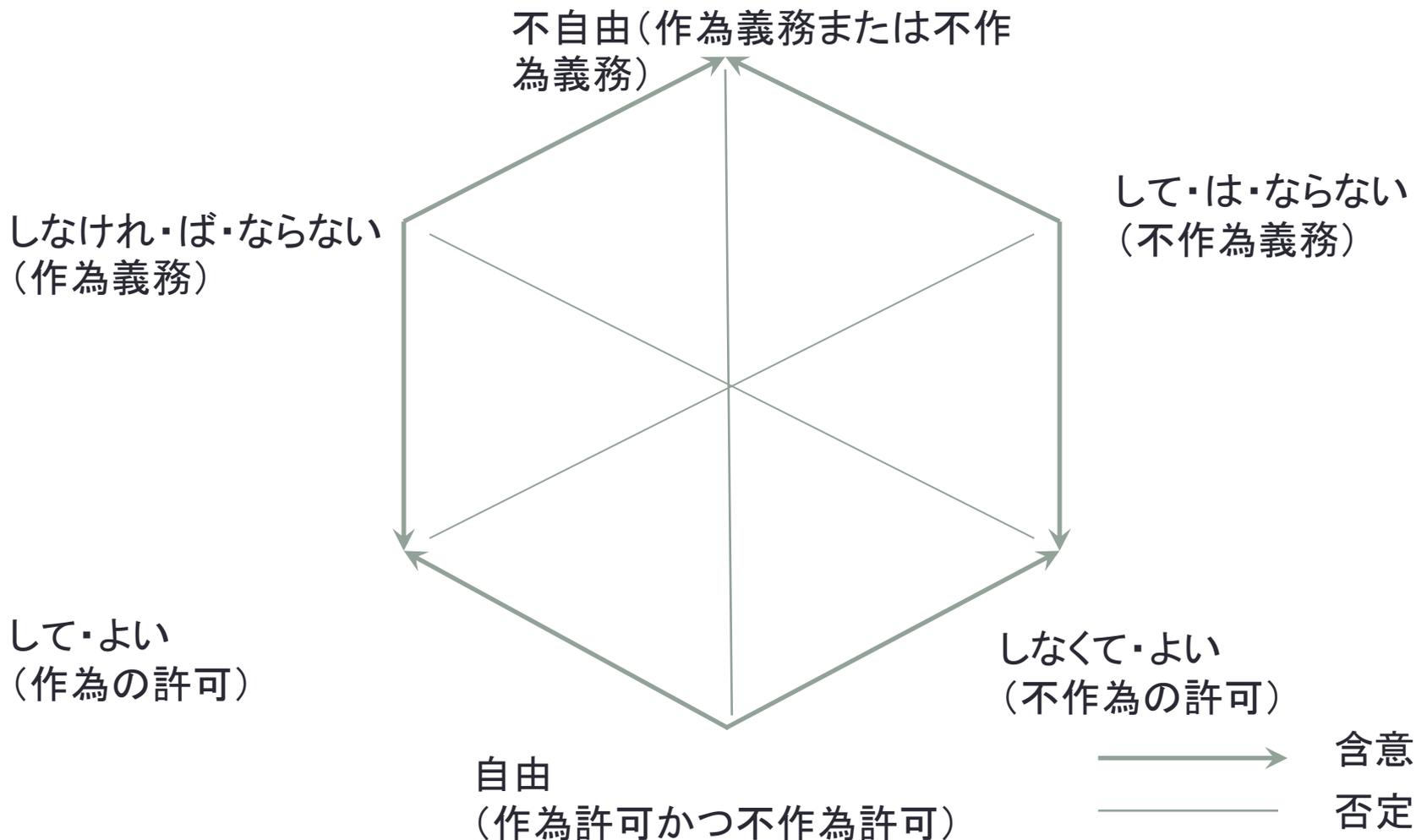
# 自由

- 自由：  
～することが・許され(作為の許可), **かつ**,  
～しないことも・許される(不作為の許可)こと。
- 自由の例：
  - 憲法20条「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」  
(神, 教義など)を信じることが許されており, 信じないことも許されている。
  - 所有権: 自分の所有物を使用することが許されており, 使用しないことも許されている。
- 不自由：  
～することが・許され・ない(作為の不許可＝不作為義務), **または**,  
～しないことが・許され・ない(不作為の不許可＝作為義務)こと。
- 不自由の例
  - 信じることが許されていない国: 無宗教国家
  - 信じないことが許されていない国: 宗教国家

# 自由

- 国民は、～について自由である：
  - 国民の地位：  
～することが許されており、かつ、  
～しないことも許されている。
  - 国の地位：  
～しないことを求める請求権(消極的請求権)がなく、かつ、  
～することを求める請求権(積極的請求権)もない。

# 義務・許可・自由



### 3. 権限 (power)

- 権限:  
他人の地位を変更する力
  - すること(作為)を義務づける。
  - しないこと(不作為)を義務づける。
  - することを許す。
  - しないことを許す。
- 例: 主人Aと奴隷B

AはBに対して、あらゆる行為について権限をもっている。  
BはAに対して、あらゆる行為について**服従** (subject) している。

# 権限

- 法的な権限の例

- 法律行為の権限(行為能力): 私人は, 契約を結ぶことができる。
- 立法行為の権限: **国会**は, 法律を制定することができる。
- 行政行為の権限: **行政機関**は, 命令・禁止・許可をすることができる。
- 裁判行為の権限: **裁判所**は, 判決を下すことができる

# 私人，国会の権限

- **私人**は，相手方に対して，どのような行為でも義務づけることができる（契約自由の原則）。
  - **国会**は，国民に対して，どのような行為でも義務づけることができる。
  - その理由：
    - 契約は，義務づけられる相手方の**同意**を前提としているから。
    - 国会を構成する議員は，国民が選んでいるから。
      - 相対的多数の票を得た議員による
      - 過半数の賛成
- ➡ 国民の間接的な**同意**

# 行政機関，裁判所の権限

- 行政機関の命令や，裁判所の判決は，それらの相手方の同意を得ずに下される。
- したがって，
  - 行政機関の命令は，**法律**に基づかなければならない。  
「法律による行政の原理」
  - 裁判所は，**法律**に基づいて判決を下さなければならない。

憲法76条3項「すべて裁判官は，その良心に従い独立してその職権を行い，**この憲法及び法律にのみ拘束される。**」

## 4. 不服従

- AはBに対して、～の行為について権限をもっていない。
- BはAに対して、～の行為について**服従していない**。  
(immunity)。
- 不服従の例：
  - 国際法上の**国家主権**：国は、自らが同意しないことについて、義務づけられない。  
(同意に基づく義務づけ＝条約)
  - **国民主権**：国民は、自らが(選挙を通じて間接的に)同意していないことについて、義務づけられない。  
(間接的な同意に基づく義務づけ＝法律)

# 小括

<b>請求權</b>	義務
無權利	<b>許可(自由)</b>

<b>權限</b>	服從
無權限	<b>不服從</b>

## 2 権利の意義

1. 請求権・権限の意義
2. 自由・不服従の意義
3. 法的不服従と倫理的権限



イエーリング

Rudolf von Jhering (1818-1892)

# 1. 請求権・権限の意義

- 川島武宜『日本人の法意識』（岩波新書）92頁の例
  - 村の中での約束は拘束力をもつ。（約束を破れば、親密な関係にひびが入る）
  - 親密な関係にない者同士の約束に拘束力をもたせるため、現代国家では・・・
  - 裁判所が、Bの「Aは・・・しなければならない」という主張が正しいかどうかを判断し、その主張が正しいければ（＝Bに請求権があれば）、その内容をAに強制する。
- 請求権の意義：人と人との関係を、親密な関係にない、遠隔地の者同士にまで拡大する。
- 権限の意義：多様な人間関係を可能にする。

# 自由・不服従の意義

- 国会の立法権限：国民に対して、どのような行為（作為・不作為）であっても、義務づけることができる、とすると・・・
  - 作為の義務づけ（しなけれ・ば・ならない）＝不作為の許可の否定
  - 不作為の義務づけ（して・は・ならない）＝作為の許可の否定
- 国民の自由が過剰に制限される。
  
- 憲法で、一定の範囲の行為について国民の自由を定める。
  - **他者を害さない行為**
    - 内心の自由（思想・良心（憲19）、信教（20）、学問（23））
  - 他者を害さない範囲の行為
    - 経済的自由（移転・職業選択（22）、財産権（29））
  - **民主主義のために重要な行為**
    - 表現の自由、集会・結社の自由（21）

## 2. 自由・不服従の意義

- 憲法で一定の範囲の行為について国民の自由を定める。
- 国会は、その範囲の行為について、国民を義務づける権限をもたない(無権限)。
- 国民は、一定の範囲の行為について義務づけられないという、「無服従」の地位にある。

### 3. 法的不服従と倫理的権限

- Aの不服従： Bは， Aを義務づけられない（無権限）。
- Aを義務づけられるのは， A（自分）のみ。
  
- 自分で自分を義務づける権限＝倫理的な権限
- 自分で自分を義務づけること＝自律（autonomy）
- 自分の義務を自分で決めること＝自己決定

# 法的不服従と倫理的権限

我々は、自らに何を義務づけるべきか？

つぎのような格律に従って行為しなさい、  
すなわち、そのあなたの格律が、同時に**普遍的な法則**にもなりうるような、そのような格律に従って。(『道徳形而上学原論』)

“Handle nach der Maxime, die sich selbst zugleich zum allgemeinen Gesetze machen kann”(AA IV 436)



カント  
Immanuel Kant  
(1724-1804)

# 法的不服従と倫理的権限

- 自らに対して、ある特定の行為を義務づける：
- その特定の行為をするという選択肢と、しないという選択肢がなければならない。(法的な自由が必要)
  
- 自らに対して、様々な行為を義務づける：
- その様々な行為のそれぞれをするという選択肢と、しないという選択肢がなければならない。(他者には、自分を義務づける権限がない。法的な不服従が必要。)

# 法的不服従と倫理的権限

したがって・・・

- 法的な自由・不服従は、倫理的な義務と、それを決める倫理的な権限のためにある。
- 法的な自由・不服従がなければ、倫理的な存在としての「個人」は存在しない
- 憲法13条「すべて国民は、「個人」として尊重される。」

# まとめ

## 1. 権利の分類

1. 請求権と義務
2. 自由と無請求権
3. 権限と服従
4. 無服従と無権限

## 2. 権利の意義

1. 請求権と権限の意義
2. 自由と無服従の意義
3. 法的不服従と倫理的権限の関係

# 参考文献

- 川島武宜『日本人の法意識』(岩波新書, 1967年)
- イェーリング(村上淳一訳)『権利のための闘争』(岩波文庫, 1982年)
- カント(篠田英雄訳)『道徳形而上学原論』(岩波文庫, 1976年)
- ヤン・C・ヨエルデン(足立英彦訳)「義務を超える(功德的)行為 [supererogation] の論理について」金沢法学56巻1号(2013年8月刊行予定)

ご清聴, ありがとうございました。ご質問は,  
[hadachi@staff.kanazawa-u.ac.jp](mailto:hadachi@staff.kanazawa-u.ac.jp) または  
電話 076-264-5383 へお願いします。

